

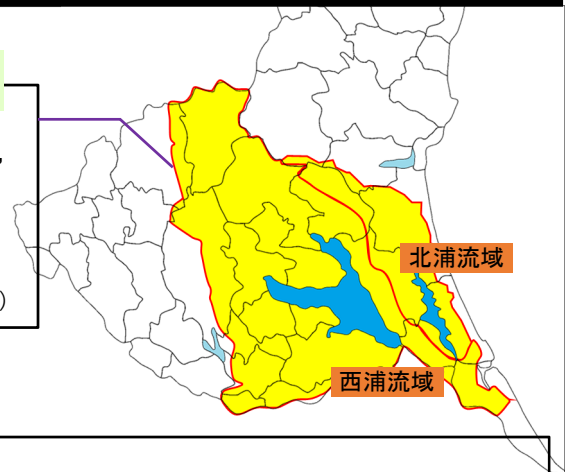
応援します！水洗化

県下水道課・農地整備課より
下水道・農業集落排水施設
への接続補助制度のご案内

① 対象エリアは、霞ヶ浦（西浦及び北浦）流域

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、笠間市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町（18市町村）

（市町村によって対象となる地域が限定される場合がありますのでご注意ください）



② 接続工事費補助制度の内容

① 個人が設置する排水設備において、下水道や農業集落排水施設に接続する工事を対象に補助します。（新築・建て替えは対象外）

➡ ① 限度額 **4万円** ^{*1}

② さらに「65歳以上または18歳未満の方がいる世帯」のうち世帯の合計年収が600万円未満^{*2}の世帯に対しては、一般的な接続工事費の全額を補助します。

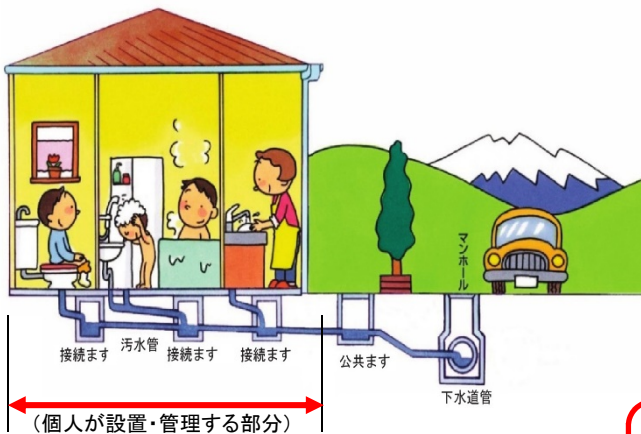
➡ ② 限度額は①の補助額に **31万円**を加えた額

限度額
最大
35万円

*1 市町村によって金額が異なります。

*2 年収600万円未満は目安であり、申込世帯全員の住民課税標準額の合計が348万円以下かどうかで判定します。

実質の負担の例（接続工事費用36万円の場合）



浄化槽からの切り替えや水洗化など排水設備工事費を補助(最大35万円)

世帯要件	65歳以上または18歳未満の方がいる世帯年収600万未満の世帯	左記以外
接続工事費用	①4万円 (県と市町村の補助) + ②31万円補助 (県補助) 合計35万円補助	①4万円 (県と市町村の補助)
費用35万円以下の場合 は個人負担なし (全額補助)	そのほか個人負担 (1万円)	そのほか個人負担 (32万円)

※**先着順です**。お住まいの各市町村の下水道、または農業集落排水施設担当課へお気軽にご相談ください。



本制度のお問合せは、

【下水道】

茨城県土木部都市局下水道課
公共グループ TEL:029-301-4690 まで

【農業集落排水施設】

茨城県農林水産部農地局農地整備課
農村環境農道グループ TEL:029-301-4259 まで